第14号議案

令和6年度京都府病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 256床

(2) 年間延べ患者数

入 院 48, 180人

外 来 35,478人

(3) 一日平均患者数

入 院 132人

外 来 146人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益 2,566,120千円

第 1 項 医 業 収 益 1,613,462千円

第 2 項 医 業 外 収 益 952,608千円

第 3 項 特 別 利 益 50千円

支 出 第 1 款 病院事 業費 用 2,566,672千円 第 1 項 業 費 医 用 2,541,823千円 第 2 項 業 外 費 24,247千円 医 用 第 3 項 特 別 損 失 502千円 備 第 4 項 子 100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59,488千円は、過年度分損益勘定留保 資金59,488千円で補塡するものとする。)。

入 収 第 1 款 本 収 的 1,083,372千円 入 第 1 項 業 債 1,051,000千円 企 第 2 項 玉 補 助 金 32,372千円 支 出 第 1 款 的 支 本 資 出 1,142,860千円 設 改 良 費 1,086,999千円 第 1 項 建 第 2 項 企業債償還 55,861千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 施設設備整備資金に充てるため。

限 度 額 1,051,000千円

起 債 の 方 法 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)

利 率 年10.0%以内

償還の方法

- (1) 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。
- (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
- (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

1,839,995千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、942,091千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第9条 棚卸資産の購入限度額は、194,834千円と定める。

令和6年2月14日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊